

改正派遣法に基づくマージン率の公開 平成 24 年 10 月 1 日施行の「改正労働者派遣法」により、派遣元事業主（弊社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率 といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

派遣会社事業所名	イノベーションミライ株式会社					
派遣労働者の数	2 人					
派遣先の数	2 社					
労働者派遣に関する料金額の平均額 (1 日 8 時間当たり)	23,100 円 (事業年度あたりの平均額)					
派遣労働者の賃金額の平均額 (1 日 8 時間当たり)	14,150 円 (事業年度あたりの平均額)					
マージン率	38%					
派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	教育訓練	対象労働者	実施期間	訓練方法	訓練費負担	賃金支給
	入社時教育	雇入時	4 時間	OFF-JT	無	有
	プログラミング	派遣中	4 時間	OFF-JT	無	有
その他	福利厚生 (社会保険加入/雇用保険加入/財形貯蓄制度/退職金制度/健康診断)					